

# 定 款

( 経 - 0010 )

2022年 6月 28日 改訂

**虹技株式会社**

## 目 次

|       |            |       |     |
|-------|------------|-------|-----|
| 第 1 章 | 総 則        | ..... | 1 頁 |
| 第 2 章 | 株 式        | ..... | 2 頁 |
| 第 3 章 | 株 主 総 会    | ..... | 2 頁 |
| 第 4 章 | 取締役および取締役会 | ..... | 3 頁 |
| 第 5 章 | 監査等委員会     | ..... | 5 頁 |
| 第 6 章 | 計 算        | ..... | 6 頁 |
| 附     | 則          | ..... | 6 頁 |

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、虹技株式会社と称し、英文では、KOGI CORPORATION と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鋳鉄、鋳鋼、鍛鋼および鋼塊の製造、販売、輸出入ならびにそれらに関する設計、技術の販売、輸出入
- (2) 一般産業用機械器具・装置の製造、販売、輸出入ならびにそれらに関する設計、技術の販売、輸出入
- (3) 金属繊維および金属繊維製品の製造、販売、輸出入ならびにそれらに関する設計、技術の販売、輸出入
- (4) セラミックスの製造、加工、販売、輸出入ならびにそれらに関する設計、技術の販売、輸出入
- (5) 金属材料、有機・無機化学工業製品、衣料用繊維製品、家具、建具、什器、飲食料品 および工業製品雑貨の販売、輸出入
- (6) 土木、建築工事の請負および設計、監理
- (7) 不動産の売買、交換、賃貸借、管理およびこれらの代理、仲介
- (8) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売 等に関する事業
- (9) 前各号に関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を姫路市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

### (招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会

において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取 締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役 会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役 各若干名を選定するこ とができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ とができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催するこ とができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同 条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任するこ とができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等の経過措置)

第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。